

株式会社アスカネット 定 款

2026年 7 月29日変更

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社アスカネットと称し、英文ではAsukanet Company, Limitedと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターによる写真及び映像の処理及び販売
2. コンピューター機器、その関連機器及び各種消耗品の販売
3. 書籍、印刷物の企画製作及び出版並びに販売
4. ソフトウェアの企画、開発、制作、販売及びサービスの提供
5. 広告、宣伝及び市場調査に関する業務
6. 空中結像技術その他映像表示技術を利用した製品等の企画、開発、製造、販売及びコンサルティング
7. インターネットを利用した通信販売業
8. 贈答品の提供、斡旋、仲介
9. 各種ロボットの企画、開発及び販売
10. 冠婚葬祭用その他各種製品の企画、開発、製造及び販売
11. 映像、電子書籍、音楽等のデジタルコンテンツの企画、開発、制作、編集、配信及び販売
12. インターネットのコンテンツ、ウェブサイト、ウェブシステム、ウェブデザイン、それらを利用したサービス及びAI（人工知能）を利用したサービスの企画、開発、制作、提供、配信、保守、運営、販売並びにその受託
13. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、ノウハウ等の知的財産権の譲渡、ライセンス及び管理運用
14. 動画配信者、動画投稿者、タレント、バーチャルタレント、クリエイター、アーティスト、スポーツ選手等の育成、マネジメント、肖像権管理、プロモーション及びエージェント業務
15. キャラクター、コンテンツ及び知的財産権を活用した商品の企画、開発、制作、販売、輸出入、ライセンス管理並びにイベントの企画、制作、運営及び実施
16. ライブ配信、動画配信、オンラインイベント、ファンコミュニティ及びファンクラブ等の企画、制作、配信、保守、運営及び実施
17. ペットの葬儀、霊園事業及び墓地の管理
18. ペットの火葬、埋葬、散骨及び遺骨の保管
19. 学習支援サービス及び教育コンテンツの企画、開発、制作、配信、販売、運営及び実施
20. 教育、研修、講演会及びセミナーの企画、制作、運営及び実施
21. 労働者派遣事業
22. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
23. 企業に関する情報の収集並びに企業に対する投資及び支援

- 24. 販売代理店業務及び販売に関する業務の受託
- 25. 前払式支払手段の発行及び資金移動業に関する業務
- 26. 損害保険代理業
- 27. 前各号に関するマーケティング業務及びコンサルティング業務
- 28. 上記に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を広島市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、67,200,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2. 会社法第166条第1項の規定による請求する権利
- 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(自己の株式の取得)

第11条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(開催場所)

第13条 当会社は、本定款に定める本店の所在地またはこれに隣接する地において株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部、または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとするができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

- 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。
- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。
- 2 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規程)

- 第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当社は、取締役（取締役であった者も含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
- 2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、その責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

- 第31条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第32条 監査役は、株主総会において選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任期)

- 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

- 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

- 第36条 監査役会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

(監査役会の議事録)

- 第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。

(監査役会規程)

- 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

- 第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第40条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
- 2 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、その責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。

(剰余金配当の基準日)

第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。

(中間配当の基準日)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当を行なうことができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

以 上